

静岡県告示第666号

介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付要綱（平成18年静岡県告示第829号）の一部を次のように改正する。

令和7年10月17日

静岡県知事 鈴木 康 友

改正前	改正後
第3 補助の対象及び補助率（額） <u>別表3に掲げるとおりとする。</u>	第3 補助の対象及び補助率（額） <u>(1) 補助の対象及び補助率（額）</u> <u>別表3に掲げるとおりとする。</u> <u>(2) 補助の対象の特例</u> <u>介護保険関連施設等施設整備事業であつて、交付の決定の前に着手し、又は完了したものについては、補助の対象とすべき特別な理由があると知事が認めた場合に限り、補助の対象とするものとする。この場合において、交付の決定の前に完了したものを補助の対象とするときは、第4(1)ウからサまで、第5(1)及び(2)、第6、第7並びに第9の規定は適用せず、第4(1)イ中「交付申請一覧表（様式第2号）」とあるのは「第7(1)イからスまでに掲げる書類」と、第8(2)中「補助金交付確定通知書」とあるのは「補助金交付決定兼確定通知書」と、別表3中「要する」とあるのは「要した」と、様式第1号中「実施したい」とあるのは「実施した」とする。</u>
第5 交付の条件 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。 (1)～(7) （略） (8) 市町以外の補助対象者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、 <u>当該補助事業が完了するまでの間は</u> 寄附金等の資金（共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。）の提供を受けてはならないこと。	第5 交付の条件 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。 (1)～(7) （略） (8) 市町以外の補助対象者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金（共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。）の提供を受けてはならないこと。

(9)～(11) (略)	(9)～(11) (略)
--------------	--------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表 4 中

老人ショートステイ用居室 整備加算	創設、増築、改築	都市部	2,760,615
		標準	2,509,650

を

老人ショートステイ用居室 整備加算	創設、増築、改築	都市部	2,760,615
		標準	2,509,650
	大規模修繕	1,230,000	

に、

老人ショートステイ用居室 整備加算	創設、増築、改築	都市部	2,509,650
		標準	2,281,500

を

老人ショートステイ用居室 整備加算	創設、増築、改築	都市部	2,509,650
		標準	2,281,500
	大規模修繕	1,230,000	

に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。